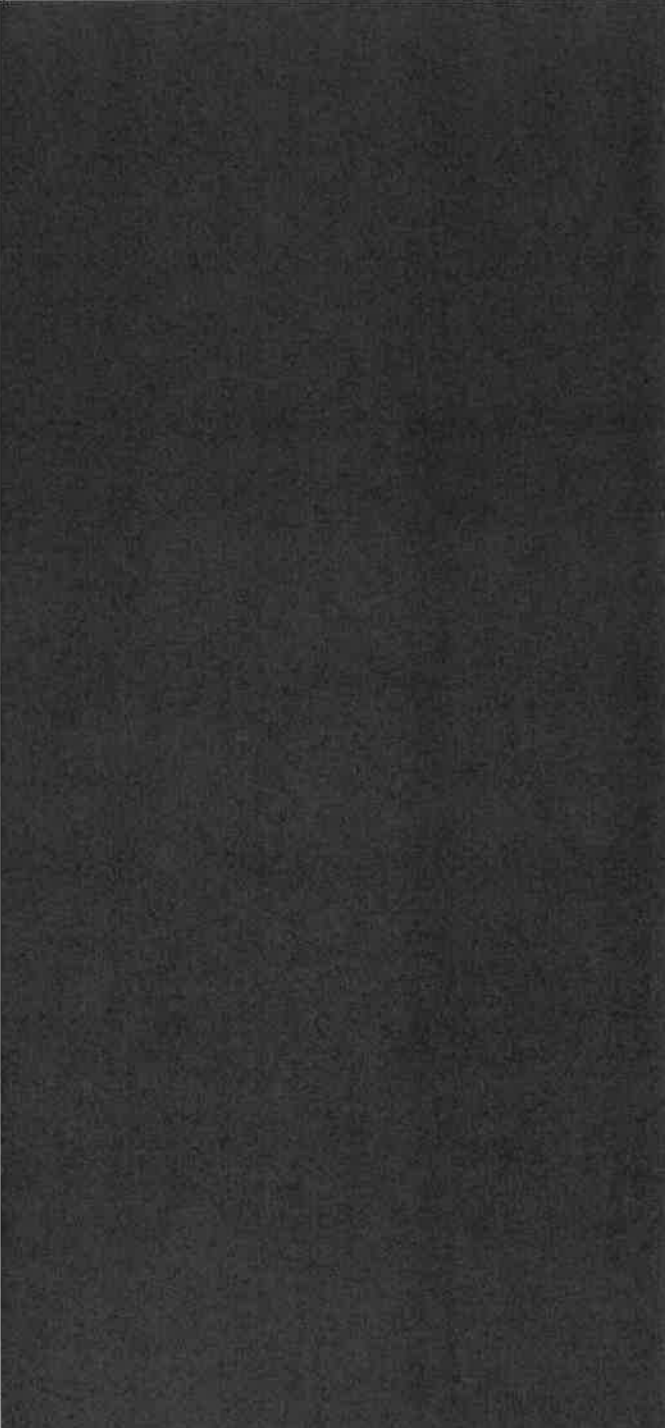


山口刑発第 778 号 令和 6 年 3 月 26 日																
矯正局長 殿 広島矯正管区長 殿																
山口刑務所長																
自殺事故報告 (てん末)																
事故の概況	令和 6 年 2 月 18 日 (日) 午後 7 時 25 分頃、当所 [redacted] [redacted] (単独室、[redacted] 以下「同居室」という。) において、事故者が、[redacted] 私物ズボンの腰ひも (長さ約 131 センチメートル、幅約 5 ミリメートル。以下「同ひも」という。) の両端を結んで輪状にしたものを、トイレ目隠し用つい立ての接合部分の留めねじに引っ掛け、同輪に自身の首を入れて両足を前方に投げ出し座るようにしてい首しているのを職員が発見し、直ちに救命措置を講ずるとともに 119 番通報し、救急車で外部医療機関 (以下「同医療機関」という。) に搬送して治療を継続していたところ、同月 22 日、勾留の執行が停止されたことにより事故者が釈放となり、同月 24 日午後 9 時 6 分、同医療機関医師により、事故者の死亡が確認された (死因は、「低酸素脳症」/「縊死自殺」)。 なお、事故者の最終生存確認は、令和 6 年 2 月 18 日午後 6 時 59 分頃、事故者が、[redacted] [redacted] 居室扉側を向いて座り、[redacted] [redacted] 巡回職員が確認している。															
事故の状況	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">発 生 年 月 日</td> <td>令和 6 年 2 月 18 日 (日)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">発 見 時 刻</td> <td>午後 7 時 25 分頃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">場 所</td> <td>当所 [redacted]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">方 法</td> <td>上記居室内において、同ひもの両端を結んで輪状にしたものを、トイレ目隠し用つい立ての接合部分の留めねじに引っ掛け、同輪に首を入れ、両足を前方に投げ出し座るようにしてい首した。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">経 緯</td> <td>(1) 令和 6 年 2 月 18 日 (日) 午後 6 時 59 分頃、上記居室内において、事故者が、[redacted] [redacted] 居室扉側を向いて座り、両手の</td> </tr> </table>	1	発 生 年 月 日	令和 6 年 2 月 18 日 (日)	2	発 見 時 刻	午後 7 時 25 分頃	3	場 所	当所 [redacted]	4	方 法	上記居室内において、同ひもの両端を結んで輪状にしたものを、トイレ目隠し用つい立ての接合部分の留めねじに引っ掛け、同輪に首を入れ、両足を前方に投げ出し座るようにしてい首した。	5	経 緯	(1) 令和 6 年 2 月 18 日 (日) 午後 6 時 59 分頃、上記居室内において、事故者が、[redacted] [redacted] 居室扉側を向いて座り、両手の
1	発 生 年 月 日	令和 6 年 2 月 18 日 (日)														
2	発 見 時 刻	午後 7 時 25 分頃														
3	場 所	当所 [redacted]														
4	方 法	上記居室内において、同ひもの両端を結んで輪状にしたものを、トイレ目隠し用つい立ての接合部分の留めねじに引っ掛け、同輪に首を入れ、両足を前方に投げ出し座るようにしてい首した。														
5	経 緯	(1) 令和 6 年 2 月 18 日 (日) 午後 6 時 59 分頃、上記居室内において、事故者が、[redacted] [redacted] 居室扉側を向いて座り、両手の														

	<p>巡回職員が確認した。</p> <p>(2) 同日午後7時25分頃、同居室内前に赴いたところ、事故者が、い首しているのを発見し、直ちに非常ベル通報の上、駆け付けた監督当直者等が同居室内に入って事故者を抱え、事故者の首から同ひもを外した上で、同居室内において心臓マッサージ及びAEDの使用を開始した(解析の結果、の音声ガイドあり)。</p> <p>(3) 同時30分、119番通報し、同時37分頃に救急車が到着したため、同時39分頃、救急隊員に事故者の身柄を引き継いだ。</p> <p>(4) 同時46分、事故者を乗せた救急車が病院に向けて出発し、同8時5分に到着した。</p> <p>(5) 同日午後8時13分、本件の発生について山口地方検察庁に通報した。</p> <p>(6) 同時54分頃から同日午後10時38分頃までの間、山口県警察山口警察署員5名が山口刑務所に到着し、現場検証等が実施された。</p> <p>(7) 同日午後9時40分頃、現場検証の際に同居室内を検査したところ、遺書と思われる内容が記載された書面が発見された。</p> <p>(8) 同月22日(木)午後3時50分頃、事故者に対し、「勾留執行停止決定」及び「釈放指揮書」を執行し</p> <p>(9) 同月24日(土)午後9時6分、同病院医師により事故者の死亡が確認され(死因:「低酸素脳症」/「縊死自殺」)、同時30分、山口地方検察庁検察官の指揮に基づき、同山口警察署により司法検視が実施された(司法解</p>
--	---

事態 収拾 の 措 置	<ol style="list-style-type: none">1 職員の非常招集2 非常配置箇所数、時間及び人員3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況4 警察官署への依頼	<p>本件事案発生後、当職他職員が非常登庁し、事態の収拾に当たった。</p> <p>該当事項なし</p> <p>該当事項なし</p> <p>該当事項なし</p>
事故 の 原因 ・ 動 機	<ol style="list-style-type: none">1 事故者の動機2 施設側の欠陥	<p>本件事故後、同居室内から [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 遺書と思われる内容が記載された書面が発見されたところ、 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>

事故者	1 懲 2 事 件 送 罰 致	該当事項なし 該当事項なし

に 対 す る 措 置		
改 善 事 項	1 改善した事項	

--	--	--

	2 改善すべき事項	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>該当事項なし</p>
その他参考事項	1 収容人員等	<p>本件事故発生当日の山口刑務所の収容人員は、343名であった。</p>
	2 裁判の経過	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 50px;"></div>
	3 報道関係	<p>令和6年2月25日（日）午後6時56分、山口県県政記者クラブ幹事社宛てに本件に係る公表を実施し、同月26日から同月27日までの間に報道機関10社から取材があり、5紙の朝刊に記事が掲載された。</p>